

**新地方公会計モデルに  
おける資産評価実務手引  
(案)**

地方公会計の整備促進に関する  
ワーキンググループ  
平成20年12月8日

地方行革新指針により、地方公共団体に対して、基準モデルもしくは総務省方式改訂モデルによる連結財務書類４表の整備を要請していますが、財務書類作成に関する課題等を調査したところ、資産評価に関して基本原則のさらなる解説等を望む意見が多数寄せられたことから、「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」ではワーキンググループでの議論を踏まえて、「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」としてとりまとめることとしました。

本手引は、新地方公会計制度研究会報告書（以下「制度研究会報告書」という）及び新地方公会計制度実務研究会報告書（以下「実務研究会報告書」という）に記載された資産評価に関して解説したものです。

#### 地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ

# 総論

1. 新地方公会計モデルにおける資産評価の基本ルール	
1-1 公正価値評価を採用する理由	5
1-2 開始時評価と年度毎の評価替え(再評価)を区別しよう	9
1-3 新地方公会計における資産評価の特徴と手法	10
1-4 地方公共団体財政健全化法における土地の評価との関係	17
2. 基準モデルによる資産評価	
2-1 開始時貸借対照表作成時の開始時簿価	19
2-2 年度毎の再評価及び償却	19
3. 総務省方式改訂モデルにおける資産評価	
3-1 資産評価の段階的アプローチ	21
3-2 総務省方式改訂モデルの資産評価	22

# 各論

各論項目	ページ	モデル別参考項目	
		基準モデル 総務省方式改訂モデル (一括評価型)	総務省方式改訂モデル (段階評価型)
1. まず庁内の体制を整えよう	24	○	○
2. 固定資産台帳(公会計管理台帳)を整備しよう	27	○	○
3. 売却可能資産の洗い出しと評価をしよう	37	○	○
4. 土地(事業用資産)を評価しよう	51	○	
5. 建物・工作物を評価しよう	75	○	
6. インフラ資産(土地・工作物)を評価しよう	93	○	
7. 物品等を評価しよう	100	○	
8. その他ソフトウェア、リース資産の評価	104	○	

- (1) 基準モデルを採用する場合は各論1～8を参考としてください。
- (2) 総務省方式改訂モデル(一括評価型)は全ての公共資産の棚卸を一括で行う手法です。この手法を採用する場合は基準モデル同様、各論1～8を参考としてください。
- (3) 総務省方式改訂モデル(段階評価型)は、売却可能資産の棚卸及び評価からはじめる手法です。この手法を採用する場合は各論1～3を参考としてください。

# 資料

1. 用語集
2. 別表
3. 実務研究会報告書抜粋

※今後の検討結果により内容が変更する場合があります。